

第4次和歌山県環境基本計画(H28～H32)の概要

第1章 基本的事項

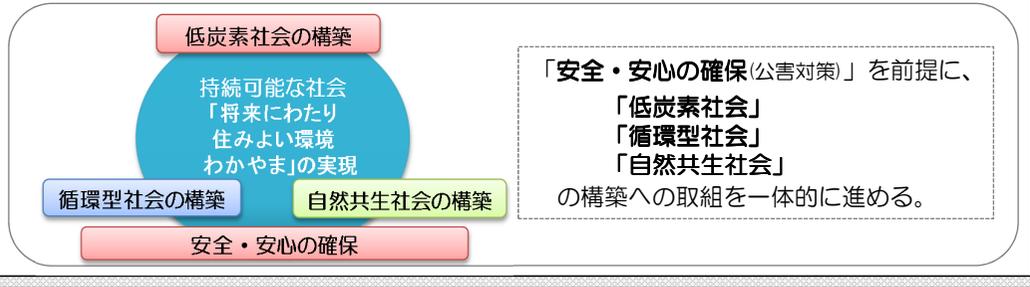
【基本計画の位置づけ】

- ・県の環境に関する各分野別計画に、「何をを目指すのか」という基本的な方向性を示す上位計画

【基本計画が目指す和歌山県の将来像】

- ・健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、
- ・それらを通じて県民1人1人が幸せを感じる生活を享受でき、
- ・将来の世代にも継承することが出来る社会

～持続可能な社会「将来にわたり住みよい環境わかやま」～



第2章 取組の方向

1 低炭素社会構築への取組 《主な分野別計画 地球温暖化防止実行計画》

※地球温暖化対策実行計画は環境基本計画に統合

【低炭素社会とは】

- 物質面では、使い捨てをやめ、品質が良く長持ちする品物の購入や利用を心がける
- エネルギー面では、省エネルギーや地域内の再生可能エネルギー（太陽光、風力等）利用が徹底される
- 交通面では、エコカーの利用や、地域に応じた公共交通機関の利用が徹底される
- それらを可能とするまちづくりがなされている社会

【取組の方向】

- 省エネルギーと再生可能エネルギー導入促進
- 森林吸収源対策
- エネルギー消費の少ないコンパクトでスマートなまちづくり
- 運輸部門での対策
- フロン漏洩対策
- 温暖化への適応策の検討

2 循環型社会構築への取組 《主な分野別計画 廃棄物処理計画》

【循環型社会とは】

- まず製品等が廃棄物等となることを抑制する
- 次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用する
- 最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される
- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

【取組の方向】

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 適正処理の推進
- 不適正処理（不法投棄）対策
- 災害廃棄物対策〔和歌山県災害廃棄物処理計画（H27.7策定）〕

3 自然共生社会構築への取組 《主な分野別計画 生物多様性地域戦略》

【自然共生社会とは】

- 生物多様性が適切に保たれ、
- 自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、
- また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、
- 自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

【取組の方向】

- 生物多様性の保全についての普及・啓発
- 人工林の適切な管理や自然林への転換
- 里地・里山の適切な保全
- 外来種対策や獣害対策
- 都市の景観や、歴史的・文化的資源の保全と活用

4 安全・安心の確保

【安全安心の確保とは】

- 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭）から私たちの健康や、生活環境を守る取組

【取組の方向】

- 水・大気環境の保全
- 土壌環境の保全
- 騒音・振動対策
- 化学物質対策

第3章 計画実現に向けた基盤整備

第4章 関係者の役割

- ひとづくり（環境教育）・啓発
- 環境配慮の推進（環境影響評価制度の運用 自然林への配慮等）
- 調査研究体制の整備
- 県民、事業者、行政機関の役割

第5章 計画の進行管理

- 県の事務事業における取組の公表（環境マネジメントシステム）
- 分野別計画との連系による進行管理（数値目標については分野別計画において設定）
- 環境白書による公表、環境審議会への報告

第6章 地球温暖化対策

- 取組の背景・現状
- 県全体の温室効果ガスの削減目標
短期〔2020(H32)年度〕 2013(H25)年度比 -9%の水準にする
中期〔2030(H42)年度〕 2013(H25)年度比 -20%の水準にする
※上記の目標達成に向けた各部門の削減目安（2013(H25)年度比）
短期〔2020(H32)年度〕 産業 -6%、運輸 -7%、民生家庭-15%、民生業務 -6%
中期〔2030(H42)年度〕 産業-14%、運輸-17%、民生家庭-34%、民生業務-14%
※日本の約束草案で示された「2030年度に2013年度比-26%の水準にする」に準じて設定
- 県庁の温室効果ガスの削減目標（民生業務部門の削減目安を上回ることを目指す。）
短期〔2020(H32)年度〕 6%以上の削減（2013(H25)年度比）
中期〔2030(H42)年度〕 14%以上の削減（2013(H25)年度比）
- 目標達成に向けた取組『第2章 1 低炭素社会構築への取組』の具体的な取組を記載